○消防庁告示第四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、平成元年消防庁告示第四号（消防用設備等試験結果報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和八年三月六日

消防庁長官　大沢　博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別記様式第５　泡消火設備　④

試験項目					種別・容量等の内容	結果
外観試験	自動警報装置		音響警報装置		―――	
			火災表示装置		―――	
	防護区画の開口部（高発泡に限る。）		開口部の措置		―――	
			自動閉鎖装置を設けない開口部		―――	
			開口部の構造			
	貯蔵槽等	貯蔵槽	設置場所			
			機器	消火剤の適合性	―――	
				貯蔵量	L	
				圧力計の指示	MPa	
		混合装置	設置場所			
			混合方式			
		泡消火薬剤	種別（型式番号）		たん白・合成界面活性剤・水成膜（泡第　～　号）	
			性能		希釈容量濃度　％	
		耐震措置			―――	
	泡消火栓等	泡消火栓	泡消火栓の設置個数	階		
				設置個数		
			設置場所		―――	
			周囲の状況・操作性		―――	
			開閉弁設置高さ		床面からの高さ　m	
			ホース接続口		―――	
		泡消火栓箱	周囲の状況		―――	
			設置状況		―――	
			材質等		―――	
			表示灯		―――	
			表示		―――	
		ホース・ノズル	ホース（結合金具を含む。）		―――	
			ホース接続口		―――	
			ノズル		―――	
			結合状態		―――	
			収納状態		―――	

改正前

別記様式第５　［同左］

試験項目					種別・容量等の内容	結果
外観試験	自動警報装置		音響警報装置		―――	
			火災表示装置		―――	
	防護区画の開口部（高発泡に限る。）		開口部の措置		―――	
			自動閉鎖装置を設けない開口部		―――	
			開口部の構造			
	貯蔵槽等	貯蔵槽	設置場所			
			機器	消火剤の適合性	―――	
				貯蔵量	L	
				圧力計の指示	MPa	
		混合装置	設置場所			
			混合方式			
		泡消火薬剤	種別		たん白・界面活性剤・水成膜	
			性能		希釈容量濃度　％	
		耐震措置			―――	
	泡消火栓等	泡消火栓	泡消火栓の設置個数	階		
				設置個数		
			設置場所		―――	
			周囲の状況・操作性		―――	
			開閉弁設置高さ		床面からの高さ　m	
			ホース接続口		―――	
		泡消火栓箱	周囲の状況		―――	
			設置状況		―――	
			材質等		―――	
			表示灯		―――	
			表示		―――	
		ホース・ノズル	ホース（結合金具を含む。）		―――	
			ホース接続口		―――	
			ノズル		―――	
			結合状態		―――	
			収納状態		―――	